

二、臨時休業撤回ノ下但し不可復ノ場合ハ臨時休業日ニ付給与支払スルコト
 三、今後絶對ニ解雇者ヲ出サザルコト但し解雇者ニ出シテ場合ハ常務員會ニ付年六ヶ
 月分以上ヲ支給スルコト
 四、交渉中ノ日給ハ常務員會ニ付決定スルコト
 五、毎年一回常務員會ニ付給付スルコト
 六、勤續手当制定ノ件

一年 三十日分
 二年 二十日分
 三年 二十三日分
 三年後一月増ス各三ヶ月前スルコト
 三年後一月増ス各三ヶ月前スルコト
 但し五年満九ヶ月前ラ決テ五年ト見做ス

塩田社長殿
 後 常 員 一 同

6. 1. 30
 2086

勞務第二六。部



昭和六年一月二十九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
 社會局長官 吉田 茂殿

日本信託株式會社火森工場勞働爭議ニ関スル件

要旨 本月廿六日東京鐵工總事務所虎一外七名ハ本社三事小林夫ト會見シ筆次解雇ノ復職ヲ容認ス
 此ニ於テ第一回解雇問題解決スレト交渉セシメ不調ニ終レリ

被解雇職工三或留職工ニ付工場ニ入り総業ヲ煽動シ罷業ノ状態ニ至リ
 日本信託株式會社火森工場ノ勞働爭議ニ関シテ 既報ノ通ナルガ
 其ノ後ノ状況左ノ通

記